

## 2 遺言

### 1 いわゆる「相続させる」遺言について、特定の不動産の所有権移転登記を指定された相続人に取得されることが遺言執行人の職務権限に属するとされた事例

千葉地裁一宮支判 平成8年8月23日

東京高判 平成10年3月31日 判タ1018-232

最一小判 平成11年12月16日 民集53-9-1989、家月52-5-120、裁時1258-2、判時1702-61、判タ1024-155、金法1583-58、金商1088-11

#### <事案の概要>

遺言執行人Xは、特定の相続財産を特定の相続人に相続させる旨の遺言（いわゆる「相続させる」遺言）に基づき、それらの財産を自己名義に所有権移転登記していた共同相続人Yに対し、真正な登記名義の回復を原因とする遺言による指定相続人への所有権移転登記手続請求の訴えを提起した。これに対し、Yは、「相続させる」遺言の法的性格が遺産分割方法の指定であるとされている以上、遺産分割をまたずに指定された遺産は指定された相続人に帰属するのであるから、遺産執行人がその登記手続に関与できないとしてXの原告適格を否定して反論した。

#### <裁判所の判断>

第1審ではXの請求が認められたが、控訴審では、「相続させる」内容の登記がされても、指定された相続人が自ら所有権に基づく妨害排除請求としてその抹消を求める訴えを提起することができ、遺言執行人に遺言執行の余地がないとして、Xの原告適格を否定した。

最高裁は、次のように述べて、Xの原告適格を認めた。

「相続させる」遺言の効果として、指定された遺産が指定された相続人に当然に帰属する。

それを前提に、不動産取引における登記の重要性にかんがみると、指定された相続人に当該不動産の所有権移転登記を取得させることは遺言執行人の職務権限に属する。

### 2 特定の遺産を「相続させる」旨の遺言により特定の不動産を取得した者は、登記なしに、その取得を、他の相続人及び他の相続人から当該不動産に関する権利の移転・設定を受けた第三者に対抗できるとされた事例

東京地判 平成9年8月20日（甲事件） 判タ990-232

横浜地裁川崎支判 平成9年9月8日（乙事件）

東京高判 平成10年10月14日

最二小判 平成14年6月10日 家月55-1-77、裁時1317-4、判時1791-59、判タ1102-158、金法1660-35、金商1154-3

#### <事案の概要>

被相続人Aの法定相続人は妻Xと長男Bの2名であるが、Aは生前に以下の2つの遺言を作成していた。

① 本件不動産の権利一切をXに相続させる。（第一遺言）

② その他一切の財産をXに相続させる。Xを遺言執行者として指定する。(第二遺言。第一遺言の1年4か月後に作成)

Aについての相続発生後、Bの債権者Yらは、本件不動産の法定相続分(1/2)に見合う共有持分権をBが取得したとして、Bに代位して、相続を原因とする共有持分権移転登記を経由した後、仮差押命令及び強制競売の開始決定を得た。

これに対し、Xは仮差押えの執行に対する第三者異議(民事保全法第46条、民事執行法第38条)の訴え及び強制競売に対する第三者異議(民事執行法第38条)の訴えを提起した。  
<裁判所の判断>

次のように述べて、Xの異議を認容した。

特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言は、特段の事情のない限り、何らの行為を要せずに、被相続人の死亡の時に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継される。

「相続させる」趣旨の遺言による権利の移転は、法定相続分又は指定相続分の相続の場合と本質において異なるところはない。

法定相続分又は指定相続分の相続による不動産の権利の取得については、登記なくしてその権利を第三者に対抗できる。

よって、Xは、本件遺言により取得した不動産を、登記なくしてYらに対抗することができる。

3 遺言による相続分の指定に対し、遺留分減殺請求権が行使された場合において、まず遺言による相続分の指定に符合する登記を経由した後、遺留分減殺請求権の行使によって取得された持分につき一部持分移転登記手続をすべきものとされた事例

東京地判 平成14年3月19日

東京高判 平成16年9月7日 判時1876-26

<事案の概要>

本件各不動産はPが所有していたが、Pは平成5年3月に死亡した。Pの法定相続人は妻Q、実子Y、A、Bであったが、Pは、本件各不動産をQに単独相続させる旨の相続分指定の遺言をしていた。

Qは平成7年6月に死亡し、Xが遺言執行人に就任した。Qの相続人はY、A、B及びQの養子Cであった。Yは、本件各不動産について、平成10年3月から4月にかけて、自身を含むPの相続人に対し、相続を原因とする法定相続分による所有権移転登記を経由した。

他方、YはPの遺産につき遺産分割調停を申立てたところ、平成9年5月の調停期日に、本件不動産をQに単独相続させる旨のPの遺言の存在を認知した。Yは、平成10年5月に、Pの遺言によるQの相続について、Qの相続人(A、B及びCの子)に対し、遺留分減殺請求権(民法第1031条)を行使する旨の意思表示を行った。

遺言執行者Xは、本件各不動産について、Pから相続を原因とする所有権移転登記を経由したY、A及びBに対し更正登記手続を請求する訴えを提起するとともに、YがPの相続人に対し相続を原因とする所有権移転登記を経由した行為が遺言執行を妨害する不法行